



町県民税の申告はお済みですか

問 税務課 賦課係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線131・134・135)



申告は、暮らしを支えていく大切な財源となる町県民税の適正な課税を行うために必要な手続きです。

令和7年度町県民税の申告(令和6年1月～12月分の収入)をしないままにしておくと、適正な課税ができないばかりでなく、「所得(課税)証明書」などの発行や、次のような行政サービスなどに支障をきたす場合がありますので、申告をお願いします。

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の算定
- 国民年金保険料免除申請
- 児童扶養手当、保育料の免除などの申請
- 県営住宅の入居申し込み など

なお、次のいずれかに該当する人は、町県民税の申告は不要です。

- 所得税の確定申告をした人
- 収入が公的年金や給与のみの人であり、源泉徴収票に記載されている各種控除の内容に追加・訂正がない人



役場内の西日本シティ銀行 派出所が閉鎖となります

問 会計課 会計係
☎ 932-1524(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線171)



6月30日(月)をもって、役場内の西日本シティ銀行派出所は閉鎖となります。7月1日(火)以降に役場内で須恵町税公金の支払いをする場合は、新たに設置された「税公金セルフ収納機」をご利用ください。

なお、お支払いは**現金のみ**の取り扱いとなります。

税公金セルフ収納機について

▶ 利用可能日時

役場開庁日の8時30分～17時15分

▶ 設置場所

役場1階 会計課前

▶ 取り扱い税公金

須恵町が発行した税公金など

▶ その他の税公金支払い方法

納付書に記載されている以下の方法でもお支払いできます。

- ・金融機関などの窓口
- ・キャッシュレス決済



役場からの インフォメーション



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



6月30日(月)に納付期限をむかえる町税があります。

町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目** 町県民税 1期
 国民健康保険税 1期



ファイナンシャルプランナーによる 納税相談を実施します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



須恵町では、さまざまな金銭的問題により支出が収入を上回ってしまい、「町税を納めたいけれど納められない」という人を対象に、ファイナンシャルプランナー(FP)による納税相談(無料)を実施します。

FPという生活設計のプロに相談し、家計に関する問題(収入不足、ローン返済、借金問題など)の解決策と一緒に考えてみませんか?

相談には、町職員も同席し、秘密は守られますのでご安心ください。

▶ 相談日	令和7年	令和8年
	7月16日(水) 9月17日(水) 11月19日(水)	1月14日(水)

▶ 会場 須恵町役場 1階

▶ 時間 9時～19時(お一人1回につき1時間)

▶ ご用意いただくもの

- 収入が分かるもの(源泉徴収票や確定申告書の写しなど)
- 支出が分かるもの(家賃、水道光熱費、各種保険料、借入金の返済明細書など)

▶ 予約方法

事前申し込みが必要なため、相談希望の人は、上記問い合わせ先までご連絡ください。(先着順に受け付け)

子育て支援課からのお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額をお知らせします

▶ 児童扶養手当

		月額(令和7年4月～)
第1子本体額	全部支給	46,690円
	一部支給	46,680円～11,010円
第2子以降 加算額	全部支給	11,030円
	一部支給	11,020円～5,520円



児童扶養手当

▶ 特別児童扶養手当

	月額(令和7年4月～)
1級	56,800円
2級	37,830円



特別児童扶養手当



問 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

小中学生の就学援助申請受付について



就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。世帯全員の前年所得などによって審査を行い、認定された場合に援助を受けることができます。申請を希望される場合は、役場2階 学校教育課へお越しください。

● **対象者** 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯
※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

● **申請期間** 6月2日(月)～18日(水) (8時30分～17時15分、土日祝日を除く)
※6月18日(水)は夜間役場のため、20時まで受け付けします。

● **申請場所** 役場2階 学校教育課

● 申請に必要なもの

- 1 就学援助申請書(学校教育課窓口に設置、もしくは須恵町ホームページからダウンロード)
 - 2 校納金振替口座の通帳
 - 3 所得証明書(令和7年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ、18歳以上の人全員分)
 - 4 児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給が分かる書類
- ※③および④は該当者のみ提出してください。

※**住民税の申告は、必ず済ませてください。未申告の場合は審査ができないため、却下となります。**

● **援助期間** ① 6月2日(月)～18日(水)に申請の場合 ⇒ 4月分～3月分までの1年間
② 6月19日(木)以降に申請の場合 ⇒ 申請した翌月分～3月分

● **支給期間** 8月末、12月末、令和8年3月末の年3回



問 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線274)